

平成30年度

— 第9回（定例・臨時） —

## 教育委員会議事録

|       |                      |        |      |   |      |   |
|-------|----------------------|--------|------|---|------|---|
| 開 会   | 平成30年 9月26日          | 14時50分 |      |   |      |   |
| 閉 会   | 平成30年 9月26日          | 16時10分 |      |   |      |   |
| 会議場所  | 教育委員室                |        |      |   |      |   |
| 委員出欠  | 花山院弘匡                | 出      | 佐藤 進 | 出 | 森本哲次 | 出 |
|       | 高本恭子                 | 出      | 上野周真 | 出 |      |   |
| 議事録署名 | 教 育 長                |        |      |   |      |   |
| 委 員   | 教育長職務代理者             |        |      |   |      |   |
| 書 記   | 奈良県教育委員会事務局<br>企画管理室 |        |      |   |      |   |

**議 案 及 び 議 事 内 容**

|  |                                  |
|--|----------------------------------|
| <p>次 第</p> <p>議決事項 1 教育委員会に提出された請願について</p> <p>議決事項 2 平成30年度教育委員会選奨候補者について</p> <p>議決事項 3 平成30年度奈良県教育支援委員会調査員の任命について</p> <p>議決事項 4 人事について（教育委員会事務局関係）</p> <p>報告事項 1 損害賠償請求権の主張への対応状況について</p>   | <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>承 認</p> |
| <p>○吉田教育長「ただ今から、平成30年度第9回定例教育委員会を開催いたします。本日は委員全員出席で、定足数を満たしており、委員会は成立しております。<br/>奈良県教育委員会会議傍聴規則第2条の規定に基づきまして、4名の方が傍聴券の交付を受けています。」</p>  |                                  |
| <p>○吉田教育長 「議決事項 2 および議決事項 4 については、人事案件であるため、議決事項 3 については、個人情報に関わる調査を実施する委員の任命の案件であるため、報告事項 1 については、裁判外の損害賠償請求事案であり、請求者のプライバシーの保護をはかる必要があること、また意思決定の過程であるため、当教育委員会においてはこれら 3 議案を非公開議案として審議すべきものと考えます。委員のみなさまにお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p style="text-align: center;">※ 各委員一致で可決</p> <p>○吉田教育長 「委員のみなさまの議決を得ましたので、本日の議決事項 2、議決事項 3、議決事項 4 と報告事項 1 については、非公開議案として審議することとします。」</p>                    | <p>可 決</p>                       |
| <p>議決事項 1 教育委員会に提出された請願について</p>  |                                  |
| <p>○吉田教育長「それでは、議決事項 1 『教育委員会に提出された請願』について、です。<br/>前回の教育委員会会議において、平成30年8月20日に、奈良県教育委員会に提出されました『県立奈良高等学校の主要建物について、速やかな耐震化工事の実施を求める請願書』はじめ、合計16件の請願について、奈良県教育委員会陳情処理規程に基づいてご審議をいただきましたが、そのうち、審議・採決に至らなかった8件の請願について、本日ご審議いただきたいと思っております。それぞれの請願について、1件ずつ順にご審議いただきたいと思っております。<br/>請願者から、請願書の「3 その他」において、請願者を委員会に出席させた上、陳述することを求めることも請願であるとの申し出がありましたので、今回からこれを請願として取り扱ってよろしいですか。<br/>※ 各委員一致で可決</p> |                                  |

## 議案及び議事内容

○吉田教育長 「それでは、採択の場合、陳述を認めることといたします。」

○吉田教育長 「それでは、早速ご審議をお願いしたいと思います。」

1件目『県立奈良高等学校の主要建物について、速やかな耐震工事の実施を求める請願書』について、請願について調査した内容を報告してください。」

○中西学校支援課長 「では『県立奈良高等学校の主要建物について、速やかな耐震工事の実施を求める請願書』について説明します。」

県立奈良高等学校の主要な建物は10棟あります。

その内訳は、①管理特別教室棟（RC構造3階建）、②管理教室棟・普通特別教室棟（RC構造4階建）、③普通特別教室棟（RC構造4階建）、④校舎棟（RC構造2階建、渡り廊下）、⑥格技場・倉庫（RC構造1階建）、⑦屋内運動場（RC構造2階建）、⑯図書・視聴覚室（RC構造2階建）、⑰教室棟（RC構造2階建）、⑳部活動振興館棟（S構造2階建）、㉑格技場・プール附属室（S構造1階建）です。

主要な建物10棟のうち、昭和56年以降に建設された⑯図書・視聴覚室、⑰教室棟、⑳活動振興館棟、㉑格技場・プール附属室及び耐震改修済である⑥格技場・倉庫については、耐震性能を有しています。

この5棟以外の①管理特別教室棟、②管理教室棟・普通特別教室棟、③普通特別教室棟、④校舎棟（渡り廊下）、⑦屋内運動場の5棟については、文部科学省が求める耐震性能値である最小Is値0.7未満の部分を含んでおり、耐震性能を有していません。

このうち、②管理教室棟・普通特別教室棟、③普通特別教室棟、④校舎棟（渡り廊下）、については、必要なコンクリート強度である $13.5\text{N/mm}^2$ を有さず、通常の耐震補強工事では十分な耐震強度が得られないため、改築等の対応が必要です。

コンクリート強度と建物の耐用性の指標としては、『日本建築学会の建築工事標準仕様書・同解説JASS5鉄筋コンクリート工事2015』において、建築時に採用されるコンクリート強度に対する計画供用期間を示すものがあります。これによると、計画供用期間の区分ごとにコンクリートの耐久設計基準強度が示されており、短期（大規模な修繕を必要としない場合の期間がおおよそ30年、大規模修繕が必要となる期間がおおよそ65年）が $18\text{N/mm}^2$ 、標準（大規模な修繕を必要としない場合の期間がおおよそ65年、大規模修繕が必要となる期間がおおよそ100年）が $24\text{N/mm}^2$ 、長期（おおよそ100年）が $30\text{N/mm}^2$ 、超長期（100年を超える）が $36\text{N/mm}^2$ とされています。

奈良高校の、耐震化が必要な建物の建築時に設定されたコンクリート強度について、建築当時は $18\text{N/mm}^2$ が採用されていたと考えられ、これに対応する計画供用年数は、大規模な修繕を必要としない場合の期間がおおよそ30年、大規模修繕が必要となる期間がおおよそ65年である。これに対し、最も古い建物は昭和39年の建築であり、現時点で建築後54年経過しています。

算定したコンクリート強度は、現在の建築時に採用される短期の設定値よりも低いものとなっております。なお、建築後、相当年数経過している建物のコンクリート強度と建物の耐用性を示す指標は、現時点では見当たりません。

校舎棟については、一体的整備が必要です。現地での改築を実施した場合、工事期間に4年を要するため、高等学校適正化推進計画で示された平城高等学校跡地への移転により、早期の耐震化を図ることとしております。

以上です。」

○吉田教育長 「ご審議をお願いいたします。ご意見ご質問はございませんか。」

## 議案及び議事内容

○花山院委員 「一日でも早く安全な状態にしなくてはなりません。建物は建て替えせざるを得ないわけですが、工事には4年かかります。設計を含めると5年かかる可能性があります。一日も早くとすると、3年という今の案は早期解決となるので、この請願は採択せず、教育委員会の方針でよいと思います。」

○吉田教育長 「コンクリート強度についての再調査、I s値とコンクリート強度の関係を表しているということですね。詳細ではなくて、診断結果でよいです。」

○中西学校支援課長 「コンクリート強度はI s値に反映されています。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、本請願を不採択としてよろしいですか。」

※各委員一致で不採択

○吉田教育長 「本請願は不採択といたします。  
次に2件目の請願書について説明をお願いします。」

○中西学校支援課長 「では『県立奈良高等学校の主要建物について、速やかな建て替えを求める。』について説明します。先ほどの請願と同内容であるため、説明を省略します。」

○吉田教育長 「これからご審議をお願いいたします。本請願について、ご意見ご質問はございませんか。」

○花山院委員 「先程と同じ意見です。設計は1年以上かかると思いますので。」

○吉田教育長 「この請願についてはいかがでしょうか。不採択でよろしいですか。」

※各委員一致で不採択

○吉田教育長 「議決事項2については不採択といたします。  
3件目の請願書について説明をお願いします。」

○中西学校支援課長 「『県立奈良高等学校の主要建物について、耐震工事や建て替えの措置が講じられるまでの間、構造耐震指標（I s値）が0.3を下回る部分への生徒の立ち入りを禁止することを求める。』について説明します。

県立奈良高等学校の主要建物は、10棟ございます。そのうち、②管理教室棟・普通特別教室棟、③普通特別教室棟、④校舎棟（渡り廊下）、⑦屋内運動場については、構造耐震指標（I s値）が0.3を下回る部分を含む建物です。

②管理教室棟・普通特別教室棟、③普通特別教室棟、⑦屋内運動場については、日常の授業等において使用している建物であり、代替施設の確保ができなければ立ち入り禁止にすることは困難です。

以上です。」

## 議 案 及 び 議 事 内 容

○吉田教育長 「ご審議をお願いいたします。本請願について、ご意見ご質問はございませんか。」

○花山院委員 「運用の中で、立ち入り禁止など、何らかの是正が必要だと思えます。全てが難しいなら、部分的にはどうなのでしょう。」

○中西学校支援課長 「全てを立ち入り禁止にするのは、現実的に難しいかもしれませんが、渡り廊下や昇降口は検討したいと考えています。」

○吉田教育長 「I s 値が0.3を下回っている部分があるからですか。」

○中西学校支援課長 「その通りです。」

○花山院委員 「ある程度対策をしていくことは必然だと思えます。立ち入り禁止の部分は作っていただきたいですが、全部立ち入り禁止にするという請願は難しいと思えます。

子ども達はそういう環境で勉強することになるので、担任の先生が緊急アラーム等にすぐ対応していくとか、立ち入り禁止の部分はより対策するとか、運用の部分で対応できることはあると思えます。現実的なことを何か考えていくことはどうですか。」

○中西学校支援課長 「学校の運用面も含めて検討します。」

○吉田教育長 「I s 値に低いところへの対応はどう考えていますか。」

○中西学校支援課長 「特にI s 値の低いところは、応急的な補強補修で対応し、リスクをやわらげたいと考えています。」

○吉田教育長 「専門家と検討中ですね。」

○中西学校支援課長 「はい。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、本請願を不採択としてよろしいか。」

※各委員一致で不採択

○吉田教育長 「本請願は不採択といたします。ただし、可能なところは、立ち入り禁止にする等の方策も考えていきます。

それでは、4件目の請願書について説明をお願いします。」

○中西学校支援課長 「『県立奈良高等学校について、耐震化を先送りしてきた教育長の意思決定の理由及びその根拠に関する説明を求める。』について説明します。」

## 議 案 及 び 議 事 内 容

○中西学校支援課長 「県立学校の耐震化については、平成19年3月に策定された奈良県耐震改修促進計画に掲げられた平成27年度に県有施設の耐震化を90%以上にするという目標に向け実施されていましたが、平成24年4月時点で県立学校の耐震化率は70.1%と全国的に遅れていたため、平成25年度から平成29年度までを耐震整備集中期間と位置づけて、補強工事を中心に耐震化を実施しています。

この間、奈良高校の耐震化については、平成26年に格技場の耐震補強工事を実施としていますが、コンクリート強度を有さず通常の耐震補強工事では十分な耐震強度が得られない校舎棟等があり、校舎全体を一体的に改築する必要があることから、予定していた屋内運動場の工事について中止し、現地での建て替えの可能性について専門家による検討を実施しています。

検討の結果、約4年の工事期間や施工に当たっての課題があるものの、現地での建て替えが可能であることがわかっています。

建て替えにあたっては、生徒減少に対応するため平成26年度から検討されていた高等学校の適正化も踏まえる必要があり、本年6月議会で議決された県立高等学校適正化実施計画において、再編の結果新たに利用できることとなる平城高校の跡地に移転することとしています。

これらの経緯について、平成30年8月17日の奈良県議会防災・県土強靱化対策特別委員会における委員からの質問の答弁において、また、9月19日の奈良県議会9月定例会の代表質問の答弁において、教育長から説明を行っています。

以上です。」

○吉田教育長 「ご審議をお願いいたします。本請願について、ご意見ご質問はございませんか。」

○森本委員 「議会で教育長から説明していると聞いています。今回の件はその時に済んでいると思いますので、不採択でよいのではないのでしょうか。」

○吉田教育長 「それでは、本請願を不採択としてよろしいか。」

※各委員一致で不採択

○吉田教育長 「本請願は不採択といたします。  
続いて、5件目の請願書について説明をお願いします。」

○中西学校支援課長 「では『県立奈良高等学校について、在校生及びその保護者等に対して、その主要建物の耐震性に関する情報を速やかに提供することを求める。』について説明します。

県立奈良高等学校の建物の耐震性能については、県のホームページにおいて『県有建築物（耐震）リスト』として公表しています。ただ、当該リストでは、個々の建物の構造耐震指標（I<sub>s</sub>値）の数値までは公表しています。

屋内運動場に耐震性が無いとして、平成30年8月28日に奈良市の指定避難所の指定が解除されたことから、個々の建物等の構造耐震指標、建物ごとの最小値のほか耐震診断報告書に記述されているゾーンごとの構造耐震指標及び判定内容など詳しい情報について、9月12日に奈良高等学校のホームページに掲載し、在校生及び保護者等に広く公表しています。その内容は別紙のとおりです。

以上です。」

## 議 案 及 び 議 事 内 容

○吉田教育長 「ご審議をお願いいたします。本請願について、ご意見ご質問はございませんか。」

○森本委員 「情報提供はされていますね。」

○吉田教育長 「公開されている事実がありますので、この請願は達成されているということになります。不採択にさせていただいてよろしいですか。」

○高本委員 「達成されているのですから、よいと思います。」

※各委員一致で不採択

○吉田教育長 「本請願は不採択といたします。  
続いて、12件目の請願書について説明をお願いします。」

○塩見次長 「『教育委員会会議規則の規定等を遵守されていない理由の説明を求める。』について説明します。

奈良県教育委員会の会議その他委員会の議事の運営に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条および奈良県教育委員会会議規則に定められています。

会議の運営手続に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、奈良県教育委員会会議規則、奈良県教育委員会会議傍聴規則、およびその他の法令の趣旨に従って行っております。

たとえば、会議について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の『教育委員会の会議は、教育長が招集する』に従い、教育長が招集しています。

また、奈良県教育委員会会議規則第7条1項及び第8条に定める点呼及び第15条に定める閉会の宣告において、規則の趣旨に沿った手続であるものの、あいまいな部分がありました。

具体的には、点呼については、一人一人『名を呼んで』出席の教育委員がそろっているか確認するのが、厳密な意味での点呼と解されますが、実際には、教育長が目視で出席の教育委員を確認し、あわせて定足数を満たしているか確認し、委員会が成立することを冒頭に宣言しています。閉会の宣告については、会議に出席いただいておりますので、委員の皆様にとっては毎度のことになりますが、出席委員が他に動議や審議、発言をする意思がないことを、教育長が委員への目配せや声かけで確認した上で閉会を宣言しています。

今後は、より一層法規の趣旨に則って、適正な委員会会議の議事運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。」

○吉田教育長 「ご審議をお願いいたします。本請願について、ご意見ご質問はございませんか。」

○花山院委員 「教育委員室に来る前に、別の場所で集まっています。教育長は忙しい時を除いて、同席しています。会議中には、欠席者の名前をあげているので、点呼に準ずることはしていると思います。」

## 議案及び議事内容

○上野委員 「実質的には規則の趣旨を尊重した手続きをしているので、遵守していない訳ではないと思います。会議で決めたことが無効になるようなものではないはずです。

とはいえ、手続きは規則に定められているので、点呼など必要になってくると思います。」

○森本委員 「規則を遵守していない訳ではないと思います。できる限り則ってすすめていくことは必要だと思いますが、請願として採択することは難しいと思います。」

○吉田教育長 「それでは、他にご意見が無いようですので、本請願は、不採択としてよろしいですか。」

※各委員一致で不採択

○吉田教育長 「本請願は不採択といたします。

続いて、13件目の請願書について調査内容の説明をお願いします。」

○塩見次長 「『教育委員会会議規則の規定と議事録との内容の整合性を調査し、その結果の公表を求める。』について説明します。

奈良県教育委員会の会議その他委員会の議事の運営に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条および奈良県教育委員会会議規則に定められています。

また、議事録については同規則第42条に定められています。

会議の次第、会議に付議した事件、説明及び報告事項の要旨、議事のでん末等については、同条に定めるところより、議事録に記載することとされています。

平成30年4月から5月までに開催された教育委員会会議の議事録により、教育委員会会議規則の規定との整合性を調査、より具体的に言いますと、法規に違反した手続により決定された議案が存在するか調査いたしましたところ、そのようなことは認められませんでした。

なお、請願の趣旨及び理由に記載されている県立高等学校適正化実施計画について、その成立の経緯について申し上げますと、平成30年5月30日に開催された平成30年度第4回臨時教育委員会に提出された議案は、一部修正が必要なところがございましたので、可決されませんでした。が、県立高等学校適正化実施計画については、来年度の入学生の進路決定に大きく影響する項目が含まれているため、早期に情報を与えるべきという点を考慮して、6月定例県議会で県立高等学校適正化実施計画を議決いただくことが必要と考えました。そのためには、教育委員会において速やかに議決する必要性がありました。教育委員皆さんが揃って議論していただくための日程調整が極めて困難であることから、6月定例県議会への議案提出に間に合うように、再度、教育委員会会議を開くことが困難であり『緊急やむを得ない』場合に当たると判断しました。

このため、修正後の議案について、事前に教育委員の皆様のご了承を得ました上で、奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則第4条第2項に基づき、臨時代理により執行しました。

その後、同条第3項に基づき、教育長は、次の会議である平成30年6月14日開催の平成30年度第4回定例教育委員会において、このことを報告し、教育委員の承認を得ました。

以上申し上げますとおり、法規に則した手続により、本実施計画案は、教育委員会として決定いたしましたものです。違法な点も不当な点もございません。

以上です。」



## 議案及び議事内容

○吉田教育長 「ご審議をお願いいたします。本請願について、ご意見ご質問はございませんか。」

○花山院委員 「5月29日、修正する必要ができて、説明を受けて承認しました。後日、6月14日の教育委員会で、最終的に教育長が承認したと報告を受けて認めています。私たちは説明を受けていましたので、違反ではないと思います。聞いてなかったことを採択した訳ではありませんので。」

○上野委員 「私も今の説明で違反ではないと理解しました。議事録は後日公表されるのですよね。」

○塩見次長 「公開の議案ですので、議事録は公表します。」

○森本委員 「請願の趣旨は、会議で報告されました。会議も議事録も公表されます。この請願は採択でいいと思います。」

○吉田教育長 「それでは、他にご意見はないようです。本請願を採択としてよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「それでは、本請願は採択といたします。意見陳述が可能です。この件に関して代表者の方意見陳述をお願いいたします。」

○請願者 「よろしくをお願いいたします。」

確か以前、教育長に質問状を提出し、ご回答いただいた部分を、再度ご審議されていたと思いますが、よく請願書の内容を読んでください。その理由を説明してくださいとは書いていない。なぜ自分たちで勝手に決めつけるのか。我々は議事録を見ている。

先程議事録は公開と言われましたが、非公開で、ホームページ上に出ていない。情報公開条例による手続きで開示請求したから出てきた。なぜ出てきたかご理解あるのですか。規則上決められていることです。行政実例では、下位の規程が上位の規程を上回ることができない、だから情報公開だったら非公開と定められた議事録でも公開されるということです。

公開された議事録を読みました。教育委員会会議一つずつ照合してください。点呼をとっているかは聞いていません。規則に沿ってやっているかを聞いてるので、整合していただかないと。かなり多くのところに間違いがあります。今度私がどの部分がおかしいかを作ってきます。確認をとってやってください。請願だったら、そんないい加減な決め方をするのですか、教育委員会は違法行為でも分からなかったらやるのですか。

耐震の問題もそうです。Is値は国の基準で決められている。今の状態を国の関係者に聞きましたら、既に使用してはならず、撤去しなければいけない水準にあたるということでした。子どもに何かがあった時、教育委員会に責任がとれる訳ではない。安易な決め方でいいのですか。我々だってこんなこと言いたくないが、大変な状況だから、わざわざ請願という手続きをとって、委員に真実を知っていただくためにやっています。」

## 議案及び議事内容

○請願者 「今回陳述の機会をいただけていますが、適正化計画をたてる上でも、会議規則上、一つ一つみていけば、やっていない事はあるのではないかと。継続審議の手続きもやっていない。私は県議会議員ですが、議会なら無効です。会議規則上やっていないのだから、当たり前です。規則は、地方自治法上で公布されている文書です、勝手な解釈だけで決められる訳ではない。市民、県民に公布し、法的効果をもっている。それを十分に考えて頂かないと。

地教行法の改正が行われたのはなぜか。教育委員会の形骸化が目立っていたからじゃないですか。重大な問題です、子どもの命がかかっている問題です。コンクリート強度の説明も、議会でやっていたということですが、議会でそういう認識がなかったではないですか。奈良高校は30年くらい供用期間が過ぎています。専門家は、ハンマーで叩いたならばコンクリートが割れると言っています。資料を見てください。中身は錆び、真っ赤になっています、もう使ってはいけない水準です。教育長はその認識がなかったと思いますが、耐震診断をしているではないですか。中規模程度の地震は入っていない、今の建築法でいけば第2次設計と同じことです。教育委員会で定められている学校耐震ガイドラインは、法定の耐震促進計画に位置づけられています。法定事項では、 $I_s$ 値0.3以下とかコンクリート強度 $13.5\text{N}/\text{mm}^2$ 以下のところは最優先でしなさいと明確に明記されています。それすら全然守らずにやっている。補強できないということは、使ってはいけない建物、解体及び撤去をしなければならないと国の基準で定められています。平成20年、22年ですか、そこから8年経過しています。他の事例でもあります。そこから無理矢理補強もっていけば、耐震促進計画でいうと、違法です。泉大津市の問題でも、補強は無理矢理したが、府から指摘され、認定できないとなり、結局は閉鎖した。耐震基準を守るという概念が全くない、子ども達に何かあれば教育委員は責任とれないでしょう、コンクリートが崩れて血みどろになった姿をイメージしてください。財政の問題じゃない、と先ほどから申し上げてるのです。審議を聞いていたらまだまだできそうもない。ならばプレハブの議論でもしたらいいじゃないですか、一番早く、子どもの安全が守られる。今の基準は国に問い合わせています。子ども達の命がかかっていて、そんな簡単な審議していいのですか。他の教育機関は真剣にやっています。お金をかけて補強しても、ストップさせているのは、子ども達の命に代えられないからです。教育委員には申し訳ないですが、真剣に議論いただかないと。教育委員会は、議決機関と執行機関を両方兼ね合わせた機関です。議員とはちがう立場で。国土交通省にも専門家にも聞けるのですから、安易な決断だけは絶対やめてください。全部閉鎖しろと裁判所から使用停止が出ると思います。使用停止した場合、どうするのですか、大変な、全国的な問題になりますよ。そのことを認識した上でやってください。

教育長、専門家に聞けば分かることです。法律で定められていて、大地震を機にお金かけて診断している訳です。

是非とも、心から、委員にお願いしたい。決めつけて大丈夫というような言い方はやめてください。切実にお願いしまして、陳述とさせていただきます。」

○吉田教育長 「それでは、次の審議に移りたいと思います。14番目の請願です。」

○大西教育振興大綱課長 「それでは、14番目の請願でございます。前回は学校関係者の思いを十分ふまえながら、必ずしも教育長が説明するというのではなくて、事務局を含めた教育委員会が組織として対応すべきであるということと、平城高校以外の2校から、説明会の実施や、現在平城高校で行われている意見のとりまとめを行うことについて、要望などが出ていないかということを確認するということのご意見をいただきました。

平城を除く2校の校長に確認をさせていただいたところ、現在のところ、生徒会の開催などの求めは無いが、今後、もし要望が出てくれば対応を検討してほしい、との意向でありました。

## 議案及び議事内容

○大西教育振興大綱課長 「なお、現在、教育長及び教育委員の方々に、再編等の対象になっております10校に対しまして、生徒との懇談を実施いただいております。また、高等学校PTA協議会等への説明についても検討してまいりたいと考えています。

以上です。」

○吉田教育長 「ご審議をお願いいたします。本請願について、ご意見ご質問はございませんか。」

○花山院委員 「前から発言していますが、丁寧に対応する、希望を聞くことは大切だと思います。その方法は一律的なものではないと思うので、話し合っていかなければならないと思います。実際に、各学校のPTAに説明してほしいとか、意見を聞きたい等の要望に対しては、県としてやっていきましょう。」

○高本委員 「平城高校では、保護者の皆さんの意見をとりまとめ、受け取ると聞いています。要望を、しっかりと聞き取って、反映させてほしいと思います。保護者の思い、子ども達の思いも大切と思います。」

○森本委員 「関係者の対応は大事であると思っています。先日、教育長と一緒に大淀高校と吉野高校の生徒会の皆さんと懇談をさせていただきました。その中では、どのような学校になったらいののかなという切り口では、それぞれの学校の伝統を引き続いて活かしてほしい、という意見が積極的に出ました。その学校にある伝統的なもの、生徒達がこれはいちと感じているものに関しては、それを活かした形で、新しい南奈良高校にしたい、と子ども達は話していました。今後行う懇談の中でも、それぞれの意見を賜ろうと思っています。平城高校の保護者の意見なども、まとまった時点で、この場で報告をしていただきたいと思います。」

○吉田教育長 「説明をするということは議会で話していますし、やっていくべきだと思っています。ただ、今回の請願は、教育長が主催する説明会を求めるということです。ただし、説明は実施していきます。子ども達など、これからも組織として説明させていただきます。採択できないでよろしいですか。」

※各委員一致で不採択

○吉田教育長 「本請願は不採択といたします。」

○吉田教育長 「まとめます。13番の請願は採択、それ以外の請願は不採択とします。  
以上で請願についての審議を終わります。議決事項1について、審議を終わらせて頂きます。」

### その他報告事項

○吉田教育長 「それでは、その他報告事項について、報告をお願いします。」

## 議 案 及 び 議 事 内 容

○中西学校支援学校長 「『奈良県立奈良高等学校における耐震の対応について』説明します。県立奈良高等学校の耐震の対応に対する、奈良市からの指導についてです。資料をご覧ください。

平成30年9月18日付けで主管行政庁である奈良市から、奈良高等学校の建築について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条に基づく指導文書が発出されました。同法第15条では、所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができるとしていまして、これに基づく指導と認識しています。奈良高校の建築物の所有者は県です、その財産管理を掌る奈良県教育委員会に発出されました。この指導は奈良高校の耐震化の計画をふまえ、現時点で奈良高校の耐震化が完了していないことから、安全確保に、適切に措置するよう指導されたものと理解しています。安全確保に向けた対応について、検討している状況です。

以上です。」

○香河教職員課長 「『平成31年度奈良県・大和高田市公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験の結果』について報告いたします。

今年度の採用予定者数は、昨年より10名減の347名です。第2次合格者数は、採用予定者数と同じ347名、合格倍率は5.3倍で、昨年度よりやや減となっています。

教科ごとの結果は、資料下に示しています。

以上です。」

○吉田教育長 「その他報告事項について、ご意見などございませんか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「その他報告事項については、承認いたします。」

○吉田教育長 「その他連絡事項はありませんか。」

○塩見次長 「その他連絡事項です。

昨日、知事から教育委員会に対して要請いただきました。県立高等学校の建築物について、適切に管理し、生徒教職員の安全が確保されるようにということです。内容は、現時点で耐震対策が未完了の県立高校の建築物について、地震に対する構造体力上安全性の再確認、地震に対する安全確保のための更なる措置の検討、これは補修、補強、代替施設利用、施設利用の見直しなど、管理運用面の工夫についてです。今後、教育委員会ではその要請を検討し、対応し、整理ができ次第、知事に報告したいと思っています。

以上です。」

○吉田教育長 「今も中西学校支援課長を中心に、専門家と対応方法について研究等してもらっている。やはり現地での調査を再度することも含めて、堀川次長に対応してもらいたいと思っています。もう一度現地に行って、安全確保の在り方や緊急対策がどのようにとれるかを、お願いしたいと思っています。」

## 議 案 及 び 議 事 内 容

### 非公開議案

議決事項 2 平成30年度教育委員会選奨候補者について

議決事項 3 平成30年度奈良県教育支援委員会調査員の任命にいて

議決事項 4 人事について（教育委員会事務局）

報告事項 1 損害賠償請求権の主張への対応状況について

### 非公開にて審議

○吉田教育長 「それではこれをもちまして、本日の委員会を終了します。」